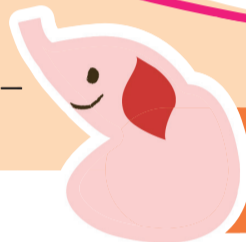


B型・C型肝炎ウイルスによる 肝がん・重度肝硬変で治療をされる方へ

肝がん・重度肝硬変の 医療費について 助成が受けられます 令和6年度より申請しやすくなりました。

東京都肝炎対策キャラクター
「かんぞうくん」



対象となる方

都内に住所があり、以下のすべての条件を満たしている方



B型・C型肝炎ウイルスによる**肝がん・重度肝硬変**と診断され、**入院医療**を受けている
又は B型・C型肝炎ウイルスによる**肝がん**と診断され、**外来医療**(※)を受けている

(※)外来医療は「**分子標的薬を用いた化学療法**」、「**肝動注化学療法**」又は「**粒子線治療**」が対象です。



世帯年収が概ね370万円未満(ただし、生活保護受給者を除く。(※))

(※)社会保険に加入している生活保護受給者の方は本制度の対象になります。



肝がん・重度肝硬変(※)での入院治療又は肝がん(※)の通院治療で
高額療養費算定基準額を超えた月が**申請月の前の23ヶ月以内に1ヶ月以上**ある方

(※)B型・C型肝炎ウイルスによるものに限りません。



肝がん・重度肝硬変の治療の研究へ協力していただける方



高額療養費算定基準額を超えた月が**過去2年間で2ヶ月以上**ある場合、
2月目以降の医療費について、**自己負担額が月1万円**となるよう助成します。

(※なお、助成の対象となるのは医療券(参加者証)の有効期間内の医療費に限りません。)

※ 東京都にお住まいの非課税世帯の方は、自己負担はありません。

※ 2ヶ月目は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関で受けた治療に限りません。

詳細は、東京都疾病対策課又は医療機関の窓口などにお問い合わせください。

申請先 | お住まいの区市町村の担当窓口 | 問合せ先 | 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課
(TEL.03-5320-4476)

東京都 肝がん 助成

検索

